井手町商工会

商工会だより

令和５年１月１日発行

新年のごあいさつ　　井手町商工会　会長　中谷　英輔

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

ご承知の通り、昨年はこれまでの波をはるかに上回る爆発的な勢いで感染した新型コロナウイルス第７波も９月以降には漸く減少傾向に転じたものの、その矢先に早くも１１月辺りから新たに第８波が感染増加傾向にあり、インフルエンザとの同時流行も懸念され、飲食店を中心に多くの小規模事業者にとっては未だ終息の見えない新型コロナウイルスに多大なご苦労を強いられたことと存じます。

さて経済に目を転じますと、我が国経済は個人消費を中心に緩やかな持ち直し傾向にあるといわれるものの、ロシアによるウクライナ侵略、緩和されつつありますが中国の極端なロックダウン政策の影響による原材料の品不足及び高騰の影響、急激な円安・ドル高等々で日本のみならず世界を取り巻く経済環境にも高インフレやエネルギー不足を背景とした景気の後退懸念が強まり今後の世界経済は減速傾向を高めていく可能性が高いといわれています。

このような厳しい経済状況の中、井手町商工会では、昨年に引き続き京都府、井手町より多大な支援を受け３割お得な総額１億４００万円の「プレミアム付き商品券の販売」、「いでちょう百縁商店街」の開催ほか「ステップアップ事業補助金」「with コロナ・post コロナチャレンジ事業補助金」「小規模事業者持続化補助金」等々の支援を積極的に行ってまいりました。

また、「インボイス制度導入」「経営力計画作成」「求人動画作成」「ＤＸ入門」等々の各種講習会・セミナーの開催も大変多くの方々にご参加いただき意義あるものとなりました。

本年も引き続き、会員皆様の持続的・成長的発展のため、きめ細やかな伴走支援型支援により一層取り組んでまいります。

結びにあたり、今年一年も変わらぬご支援をお願い申し上げ、ポストコロナ時代に向けて、会員皆様方にとりまして飛躍の年であると共に各企業様のご隆盛併せて、皆様のご健勝ご多幸をお祈りいたし、新年のご挨拶といたします。

【井手町長へ経営支援を要望】

井手町商工会の中谷会長、市場・山川副会長が、昨年１２月２３日、井手町役場を訪れ、汐見町長に来年度も今年度同様にプレミアム商品券の継続販売に対する支援等「経営支援に関する要望書」を手渡しました。

【年末調整／所得税／消費税　申告指導のお知らせ】（事前予約制とします）

開　催　日　時		顧問税理士	内　容	開催場所
令和５年１月　６日（金）	午後１時３０分 ～４時	南　　賢一税理士	年末調整 個別相談会	井手町商工会館 １階会議室
令和５年２月２２日（水）	午後１時３０分 ～３時３０分	矢田　藤子税理士	所得税決算指導	
令和５年２月２４日（金）		南　　賢一税理士		
令和５年３月　２日（木）	午前１０時 ～午後４時まで	矢田　藤子税理士	所得税・消費税 申告指導	
令和５年３月　７日（火）		南　　賢一税理士		

※いずれの相談も完全事前予約制とさせていただきます。必ず時間厳守でお越しください。

※３月２日・７日の午後１２時～１時は休憩とさせていただきます。

※詳しくは同封の別紙案内チラシをご覧ください。

【下期会費引き落としのご案内】

会費の自動引落についてご案内させていただきます。
引き落とし日は、下期分が毎年１月下旬。（金融機関毎に引落日が異なります）
新たに自動引き落としをご希望される方は、商工会（担当：木村）までご連絡ください。

【井手町労働保険事務組合よりお知らせ】

令和４年度第３期労働保険料の徴収時期になりました。
事務委託をされている事業所様は、個別にお送りしている封書をご覧になっていただき、記載の保険料をお納めください。なお、**納期限は令和５年１月２７日（金）です。**

今年度に入ってから、新たに雇用をされた事業所様はありませんか？
パート･アルバイトでも一人でも雇用をされている事業所様は労働保険の支払い義務が発生します！（家族従業員を除く）
今一度、ご確認ください。不明な点等は、商工会まで。

【プレミアム付き商品券は残っていませんか！？】

利用期限：令和５年１月３１日まで

換金期限：令和５年２月１４日まで

＊換金期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

発行元　井手町商工会
京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本１４－３
TEL　（０７７４）８２－４０７３
FAX　（０７７４）８２－５４１０
URL　https://ide-sci@kyoto-fsci.or.jp/index.php